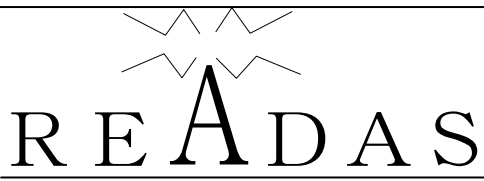


第 5917 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 3月16日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⤴ 非常用食料品の購入

Q：災害に備えて、非常用食品を購入して会社で備蓄しておこうと思います。この費用は、どのように取り扱われますか？

A：備蓄時の損金の額に算入することができます。

【解説】

地震などの災害に備えて、会社で非常用食料品を備蓄しておこうとする動きもあるようです。

非常用食料品でもフリーズドライ食品を缶詰したようなものになりますと、かなり長期間保存がきくものもあるようですが、非常用食料品については、次の理由から、備蓄時に事業の用に供したのものとして、その時の損金の額(消耗品費)に算入することが認められています。

- ①食料品は、繰り返し使用するものではなく、消耗品としての特性をもつものであること
- ②その効果が長期間に及ぶものとしても、食料品は、減価償却資産又は繰延資産に含まれないこと
- ③仮に、その食品が法人税法施行令第10条第6号(棚卸資産の範囲)に掲げる「消耗品で貯蔵中のもの」であるとしても、災害時用の非常食は、備蓄することをもって事業の用に供したと認められること
- ④類似物品として、消火器の中味(粉末又は消火液)は取替え時の損金として取り扱っていること

